

君津中央病院企業団議会

平成30年12月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長田中 正は、平成30年12月17日をもって平成30年12月27日午後3時00分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 住ノ江雄次、3番 田中幸子、4番 小倉靖幸、5番 須永和良
6番 石井清孝、7番 永井庄一郎、8番 福原敏夫、9番 小泉義行、10番 小国 勇
11番 笹生典之、12番 杉浦弘樹

欠席議員

な し

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

人事課副参事 長谷川英範

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 田中 正、代表監査委員 金網房雄、監査委員 坂元淳一、病院長 海保 隆
専務理事兼事務局長 高橋功一、事務局次長兼医事課長 小島進一、庶務課長 相原直樹
人事課長 石井利明、管財課長 佐伯哲朗、財務課長 竹下宗久、経営企画課長 石黒穂純
病院長代理 畦元亮作、副院長兼学校長 氷見寿治、副院長 須藤義夫、分院長 田中治実
医療技術局長 篠崎俊秀、地域医療センター長 八木下敏志行、看護局長 遠山美智子

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決）

(午後3時00分開会)

<議長>

皆様、こんにちは。

初めに、出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員は12人でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これにより平成30年12月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで田中企業長から招集のご挨拶をお願いいたします。

田中企業長。

<企業長>

それでは、定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、12月議会閉会後のご多忙のところ、ご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

また、平素、企業団の運営にご理解とご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

このたび袖ヶ浦市より選出されました小国勇議員及び笹生典之議員におかれましては、当企業団議会議員にご就任いただきまして、まことにありがとうございます。今後、企業団の運営にご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

初めに、当企業団に係る諸般の報告をさせていただきます。

第1に、先般11月11日に当院の創立80周年記念式典が行われ、ご多忙の中、議員の皆様を初め多数の方々のご出席をいただきまして、盛会のうちに終えることができました。この場をおかりしまして、厚く御礼申し上げます。

第2に、経営状況についてご報告申し上げます。

平成30年度は、診療報酬改定があり、国の医療費抑制政策もあって、依然、病院経営にとって厳しい状況が続いております。今年度10月までの本院の累計決算では、前年度の比較で見ますと、入院・外来患者数ともに増加しており、収益も増収となっておりますが、それを上回る形で費用も増加しており、その結果、3億円弱の赤字となっております。分院におきましては、同じく前年度の比較で見ますと、入院患者数は若干減少しておりますが、外来患者数は増加しており、収益も増収となっております。しかしながら、本院と同様、費用が収益を上回り、900万円強の赤字となっております。

本年度も残すところ3か月余りとなりましたが、上半期の損失をできるだけ、できる限り解消すべく、経営改善に努めるとともに、引き続き、医療の質と安全の向上を図り、君津医療圏における当院の使命と役割を果たしてまいります。

さて、本定例会では、12月議会定例会提出議案としまして、君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件を提出させていただいております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

諸般の報告をいたします。

このたび、袖ヶ浦市選出議員に異動がありました。佐久間清議員並びに篠原幸一議員が退職されたため、後任に小国勇議員及び笹生典之議員が選任されました。

それでは、ただいまの順で自席にて就任のご挨拶をお願いをいたします。

<10番 小国 勇議員>

改めまして、こんにちは。袖ヶ浦市議会の小国でございます。このたび、袖ヶ浦市においては委員会構成が変更になったもので、新たに企業団の議員として任命されました。右も左もわからない者ですが、皆様のご指導いただきながら職責を全うしていきたいと思っておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

<11番 笹生典之議員>

こんにちは。袖ヶ浦市議会総務企画委員長の笹生典之と申します。袖ヶ浦市議会には笹生が2人おられて、私は、有名ではないほうの笹生でございますけど、この場をおかりいたしまして、お見知りおきいただければと存じております。4市にとって非常に重要な病院のことというだけでなく、私が生

まれた病院であり、そして母が若いころに看護師としてお世話になった、この病院にとってですね、重要かつ慎重に、また活発なご審議に参加できるよう頑張っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

<議長>

続きまして、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付してございますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます、その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 議席の指定

日程第1、議席の指定を行います。

議席は議長において指定いたします。

小国勇議員を10番、笹生典之議員を11番と指定いたします。

日程第2 会期の決定について

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から永井庄一郎議員、石井清孝議員を指名いたします。

日程第4 議案の上程

日程第3、議案の上程を行います。

本日、上程の議案は1件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案について提案理由の説明を求めます。

田中企業長。

<企業長>

本定例会に提出いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、2点、改正がございます。

1点目は、診療内容を患者にわかりやすくするため、診療科名を変更し、あわせて標榜診療科として

掲載していない診療科目を整備するものです。

2点目は、ICU病棟の1床を超緊急帝王切開手術患者等の緊急手術対応専用手術室とするため、病床数を現行の661床から660床に変更しようとするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりました。

議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局に補足説明を求めます。

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の1ページをごらんください。

今回、2点、一部改正するものでございます。

1点目は、当該条例の第2条に表として掲載している診療科目の中の診療科目名の変更及び追加を行うものでございます。

2点目は、産婦人科の超緊急帝王切開手術患者等に対応するため、ICU病床1床を手術室へ転用するものであり、それに伴い、許可病床数を1床減らすものでございます。

初めに、1の改正の理由でございますが、現行の「神経内科」という診療科目が、脳・神経の疾患を内科的専門知識と技術をもって診療する診療科であることを患者にわかりやすくするために、診療科名を変更するものでございます。あわせて、標榜診療科としてまだ掲載されていない診療科目を整備しようとするものでございます。

また、ICU病棟の302号室（1床）を超緊急帝王切開手術患者及びこれに準ずる緊急帝王切開手術患者並びにドクターヘリ搬送の重症外傷患者の専用手術室とするため、病床数を現行の661床から660床に変更しようとするものでございます。

次に、2の改正の内容でございます。資料をめくっていただきまして、2ページ、新旧対照表をごらんください。

君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の第2条の表中におきまして、本院及び分院の診療科目の「神経内科」を「脳神経内科」に変更し、本院の診療科目に「糖尿病・内分泌・代謝内科」と「膠原病内科」と「放射線治療科」の3つの診療科を加え、分院の診療科目に「糖尿病・内分泌・代謝内科」の1診療科を加えるものでございます。

最後に、3の施行日でございますが、資料の1ページにお戻りください。診療科目の変更及び追加につきましては、平成31年1月1日に本院の電子カルテシステムを更新いたします。その稼働に合わせて施行しようとするものでございます。

また、病床数及び施設の変更につきましては、手術室として使用が可能となる日としまして、医療法第27条では、「病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない」と規定されております。この規定によりまして、知事の使用許可のあった日からいたします。

説明は以上でございます。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

須永議員。

<5番 須永和良議員>

それでは、質問をさせていただきます。1点目として、標榜診療科として掲載していない診療科目を整備することなんですけど、ちょっと掲載していないという意味は、条例に入っていないものをつけ加えますよという意味だけなんですか。それとも、患者さんに対して標榜するところにもこれがふえるということなんですか。

2点目として、知事の許可があった日に病床数に変更されていくということなんですけども、そうになると、順調にいけば、また手術室をふやすための予算が来年度当初予算に上がってくるような形になると考えておいていいんでしょうか、教えてください。

<議長>

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

まず、診療科目についてでございます。現在、今回条例改正で上程しました診療科目の変更につきましては、既に本院及び分院で、それぞれの分野については医療を提供しております。患者様にわかりやすいように標榜しようというものでございます。

それから、まずは手術室への転用の費用でございますが、これについては既に補正予算でご承認いただいているという認識でおります。

以上でございます。

<議長>

須永議員。

<5番 須永和良議員>

わかりました。手術室の転用の費用は了解しました。

診療科目のほうなんですけど、中央病院のホームページ見ると、もう既にホームページのほうに、この「糖尿病・内分泌・代謝内科」とか「膠原病内科」とか、載っているんですね。それって、そういう条例に現時点ではまだ可決してないから、条例にないものが既に載っているのかという、そういう順序的なところ、どうなんだろうと思って。

<議長>

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

ご指摘についてでございますが、これは受診する患者様の便宜という意味で、早目に載せさせていただいています。ただし、最後に、まだ議決を経ないと、これは正式には診療科目として標榜しないような趣旨の文言をつけてあると思いますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

<議長>

ほかに質疑ございませんか。

住ノ江議員。

<2番 住ノ江雄次議員>

ちょっと1点だけお伺いをいたします。ICU病棟の1室を使うということなんですけれども、とい

うことは、ICU病棟は1室少なくなるというか、なくなるというふうに理解してよろしいでしょうか。

<議長>

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

ご指摘のとおり、ICU病床は1床減らすことになります。ただし、これについては、ICUの救命救急センターと協議した結果、現状では支障のないということでございます。減らそうとする1床については、現在、看護師不足で稼働していない病床を転用しようとするものでございます。

以上でございます。

(「はい、わかりました」の声あり)

<議長>

住ノ江議員。

<2番 住ノ江雄次議員>

はい。じゃ、考えとしてはですね、661床が660床になるということで、新たに増床するというような、そういうようなお考えはなかったんですかね。必要ないということだったんでしょうか。

<議長>

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

ICU病床という特殊な病床を1床減少して、一般病床へ1床ふやせないかという、そういう趣旨のご質問だと思いますが、一般病床1床ふやすには、これ、また県の許可が要ります。現在、保健医療計画、この地域は過剰病床の地域でございまして、これについてはですね、果たしてうちの病院で1床ふやすことができるかどうかというのは非常に難しい状況でございます。そして、現在の私どもの中のスタッフの状況、それからこの地域の医療の状況を踏まえて、今回は1床、そのほかに増床する、1床減らして1床増床するということは見送った次第でございます。

以上でございます。

<議長>

住ノ江議員。

<2番 住ノ江雄次議員>

わかりました。ありがとうございました。

これは要望なんですけども、資料の中にできれば、面的資料、こういうところだというような、場所的な部分があれば、非常にわかりやすいかなと思ったんですけど、もし出せるようでしたら、きょうでもいいです、後日でもいいですから、お願いをしたいと思います。

<議長>

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

大変申しわけございません。至急、お渡しできるようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

<議長>

ほかにございませんか。

(「議長」の声あり)

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

先ほど私の答弁で若干修正をさせていただきたいと思います。

須永先生からのご指摘の、標榜科については既にインターネットに載っているのではないかとということ
でございます。事実上載せさせていただいていますが、本来、きょうのこの議会で設置条例が承認され
たら、きちんとしたものになるということで、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

<議長>

ほかにございませぬか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか、はい。

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
ては原案のとおり可決いたしました。

ここで、議事の都合により、暫時休憩をいたします。

(午後3時19分休憩)

(午後3時28分再開)

<副議長>

それでは、会議を再開いたします。

日程第5 議長辞職の件

ただいま小倉靖幸議長から、議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行いますので、ご了承願ひます。
お諮りします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたします。

日程の追加をいたします。日程第4の次に、日程第5、議長辞職の件といたします。

日程第5、議長辞職の件を議題といたします。事務局職員に辞職願を朗読させます。

<事務局>

辞職願。

平成30年12月27日。君津中央病院企業団議会副議長、福原敏夫様。

君津中央病院企業団議会議長、小倉靖幸。

私は、このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可くださるよう願ひします。

以上でございます。

<副議長>

お諮りいたします。

小倉靖幸議長の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、小倉靖幸議長の議長辞職を許可することに決定をいたしました。

(4番 小倉靖幸議員 入場)

ここで、小倉議員から議長退任のご挨拶があります。

よろしく申し上げます。

<4番 小倉靖幸議員>

それでは、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

初めて中央病院議会に出席をさせていただき、そしてその席上で議長という大役を仰せつかったわけですが、執行部の皆さん、そして職員の皆さん、そしてまた議員の皆さんのご協力をいただきまして、大過なく1年間、議長職を全うすることができました。改めて御礼を申し上げさせていただきます、ご挨拶とさせていただきます、

まことにありがとうございました。

日程第6 議長の選挙

<副議長>

ただいま議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

日程の追加をいたします。日程第5の次に、日程第6、議長の選挙といたします。

日程第6、議長の選挙。これから議長選挙を行います。

議長の選出方法については先例がありますので、事務局に従前の選出方法について説明を求めます。

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

議長選挙につきまして先例を申し上げます。

議長は、構成市の議会選出議員のうちから選出する先例がございます。

選出は、地方自治法第118条第2項による指名推選の方法をとってまいりました。

推薦の方法としては、構成市の議会選出議員のうちから、おのおの1名の選考委員を立てて、そこに副議長を加え選考委員会を構成し、指名推選するというものでございます。

先例は以上でございます。

<副議長>

ただいま事務局より説明がありましたとおり、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を選び、選考委員の選考結果により、指名推選の方法で選出することとして差し支えないか、お諮りをいたします。各市の議員から1名を選出するという事でお諮りしますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なければ、ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。よろしくお願ひいた

します。

<1番 石井 勝議員>

木更津市から住ノ江議員がなりました、選任、お願いします。

<4番 小倉靖幸議員>

君津市から須永議員でよろしくをお願いします。

<7番 永井庄一郎議員>

富津市は、現在、副議長をやっております福原氏をお願いします。

(「副議長なんだから」、「うちのほうは永井」、「副議長と永井」の声あり)

では、福原氏は副議長やっていますので、永井庄一郎をお願いします。

<副議長>

よろしくをお願いします。

袖ヶ浦市、よろしくをお願いします。

<10番 小国 勇議員>

私自身、小国です。よろしくをお願いします。

<副議長>

それでは、4名の選出が決定しましたので、選考委員には別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。

選考の間、暫時休憩をいたします。

(午後3時35分休憩)

(午後3時38分再開)

<副議長>

それでは、再開をいたします。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

住ノ江議員。

<2番 住ノ江雄次議員>

選考結果ということでございます。福原議員を議長にということで決定をいたしました。よろしくお
願い申し上げます。

<副議長>

選考委員会の選考の結果、私、福原敏夫が議長に指名推選されました。

皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、私、福原敏夫が議長に決定いたしました。

<8番 福原敏夫議員>

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま選考委員会で推薦していただき、また、皆様からのご賛同もいただきまして、議長として就
任することになります。まことに光栄でありますけれども、ともに、その責任の重大さ、重さをひしひ
しと感じているところでございます。

大変、今の医療制度の変更もございまして、厳しい中ですが、一生懸命務めてまいりたいと思
います。前任者同様、ぜひ議会の皆様のご支援をいただきながら、この議会を進めてまいりたいと思

す。今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第7 副議長の選挙

<議長>

これより議事進行を務めさせていただきます。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

日程の追加をいたします。日程第6の次に、日程第7、副議長の選挙といたします。

日程第7、副議長の選挙。これより副議長選挙を行います。

副議長の選出方法につきましては、議長選挙の際は副議長を選考委員に加えましたが、副議長選挙は、副議長にかえ、議長を加えることのほか、議長選挙と同様に扱うこととし、差し支えないか、お諮りをいたします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。よろしくお願ひします。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

木更津市からは住ノ江議員を推薦いたします。

<議長>

君津市。

<4番 小倉靖幸議員>

君津市では、須永議員にお願いしております。

<議長>

富津市。

<7番 永井庄一郎議員>

富津市は、自分、永井がお世話になります。

<10番 小国 勇議員>

袖ヶ浦市は、笹生典之議員でお願いします。

<議長>

ありがとうございました。

選考委員については別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。

選考の間、暫時休憩といたします。よろしくお願ひします。

(午後3時42分休憩)

(午後3時44分再開)

<議長>

それでは、会議を再開します。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

須永議員。

<5番 須永和良議員>

選考委員会の結果、識見豊かな小国勇袖ヶ浦市議会議員にお願いしたいと思います。

<議長>

選考委員会の選考の結果、小国勇議員が副議長に指名推選されました。

小国勇議員を副議長とすることに皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、小国勇議員が副議長に指名されました。

それでは、自席にて就任のご挨拶をお願いいたします。

<10番 小国 勇議員>

ただいま、選考委員また議員各位のご推挙をいただき、大変光栄と思っております。

先ほどもお話ししましたが、私、この議員になりまして日もまだ浅いので、皆さんのご指導をいただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

<議長>

以上で本日の全ての議案を議了いたしました。

ただいま企業長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

田中企業長。

<企業長>

それでは、定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、大変お忙しい中をおいでいただき、また、いろいろ有意義なご意見を頂戴し、ご審議賜りました。大変ありがとうございました。今回、1議案につきましてご承認いただきましたことを御礼申し上げます。

そして、小倉議員におかれましては、1年間議長をお務めいただき、大変ありがとうございました。

また、新たに議長になられました福原議員及び副議長になられました小国議員におかれましては、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

年末に向かい、何かとご多忙のことと存じますが、議員の皆様におかれましては、お体にご留意の上、なお一層、当企業団へのご理解、ご支援を賜りますよう、お願ひ申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

<議長>

以上をもちまして、本定例会の日程が全て終了いたしました。お世話さまでございました。

これにて閉会いたします。

それでは、暫時休憩入りますけれども、全員協議会を4時から予定しますので、よろしくお願ひいたします。

(午後3時47分閉会)